

## 福井県年縞博物館カフェ出店者募集仕様書

福井県年縞博物館は（以下「年縞博物館」という。）、年縞博物館におけるカフェ出店者（以下「出店者」という。）募集にかかる仕様を次のとおり定める。

### 1 基本的な考え方

出店者が有するノウハウ、アイデア等を最大限活用し、年縞博物館にふさわしいメニュー、雰囲気づくり、サービスの提供を行うことにより、来館者の満足度を高める。

### 2 食事・サービスの提供内容等

- (1) 味や品質にこだわった軽食、ドリンクやスイーツ等のメニューを提供すること。
- (2) 年縞博物館で開催する企画展等に合わせた特別メニューなど年縞博物館ならではのメニューを企画・提供すること。
- (3) 可能な限り福井県の食材を使用した地産地消メニューを設定すること。
- (4) 年縞博物館にふさわしい居心地の良い店内環境づくり、年縞博物館の利用者以外にも周辺から気軽に立ち寄れる雰囲気づくりを行うこと。
- (5) 年縞博物館が行うイベントや広報活動または施設の保守管理作業に対して協力すること。
- (6) 店内は禁煙とし、清潔に保つこと。
- (7) 臨時休業や営業時間の変更等が発生した場合、利用者に迅速かつ丁寧な情報発信を行うこと。

### 3 人員配置計画

#### (1) 人員の配置

出店者は、本業務に必要かつ十分な従業員数を配置し、当該従業員のうち 1 名を現場におけるリーダーにするとともに、年縞博物館との連絡調整役を担う現場責任者として任命すること。

#### (2) 現場責任者の届出

出店者は、現場責任者を任命または変更したときは、年縞博物館に届出を行うこと。

### 4 営業にかかる事項

#### (1) 店舗名称

年縞博物館と協議の上、決定する。

#### (2) 営業開始日

年縞博物館と協議の上、決定する。

#### (3) 営業日

原則として、年縞博物館の開館日とする。

開館日以外の営業については年縞博物館と協議のうえ決定する。

年縞博物館から開館日変更の事前連絡があった場合、出店者はこれに協力すること。

#### (4) 営業時間

原則として、年縞博物館の開館時間とするが、年縞博物館と協議の上、決定する。

年縞博物館から開館時間変更の事前連絡があった場合、出店者はこれに協力すること。

#### (5) 販売・精算方法

出店者の企画提案による。（食券、現金、クレジットカードなど）

※ただし、年縞博物館が所有する備品以外の機器類は、事業者負担とする。

#### (6) 売上等の報告

出店者は、年縞博物館の求めに応じ、売上高と客数を年縞博物館に隨時報告しなければなら

## 別紙 1

ない。

### (7) 禁止事項

施設管理上、ガスおよび直火の使用を禁止する。

## 5 備品および厨房設備

### (1) 備品および厨房設備の使用について

- ア 出店者は別紙 3 掲載の備品（相当品）および厨房設備を無償で使用することができる。
- イ 出店者は、年縞博物館から貸与された備品や厨房設備について、出店者の責に帰する理由で損害を与えた場合は、出店者の負担において原状回復を行うものとする。ただし、当該備品や厨房設備が経年劣化により使用不可能となったと認められた場合は、年縞博物館の負担において処分するものとする。

### (2) 備品および厨房設備の設置について

- ア 出店者は、年縞博物館の承認を得て、出店者の負担において新たに備品等を設置することができる。なお、当該備品等の設置によって既設設備の移設等が必要になった場合は、出店者の負担により移設等を行うものとする。
- イ 出店者は、出店者の負担によって設置した備品等について、使用期間満了時には出店者の負担において撤去するものとする。

## 6 施設の維持管理

### (1) 修繕費および保守点検費用

- ア カフェの給排水設備、電気設備、その他主要構造部分の修繕費および保守点検費用については、年縞博物館が負担する。ただし、出店者の責に帰すべき事由があると判断された場合の修繕については出店者が負担する。
- イ 年縞博物館の承認に基づき出店者が整備した主要構造の修繕費および保守点検費用については、出店者が負担する。使用期間満了時における撤去費用についても同様とする。

### (2) 光熱水費

出店者は、使用期間中使用した電気料、水道料等の実費を別に負担するものとする。

## 7 その他

カフェ運営の他業者への再委託は認めない。